教施第　　７９８　　号
平成２２年１１月１７日

各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁総務政策局施設課長

新耐震基準による公立学校建物の耐力度調査の取扱いについて（通知）

このことにつきまして、別紙のとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課課長より通知がありましたので、今後の事務処理に遺漏のないようお願いします。

担　当：建築保全グループ　志田
ＴＥＬ：011-231-4111　内線 35-475
ＦＡＸ：011-232-1060

写

２２施施助第２４号
平成２２年１１月９日

各都道府県教育委員会施設主管課長　殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長
瀧　本　　寛
（印影印刷）

新耐震基準による公立学校建物の耐力度調査の取扱いについて（通知）

公立学校建物の耐力度調査については、「公立学校建物の耐力度調査の実施方法について」（平成14年３月27日付け13文科初第1111号）により実施していますが、新耐震基準※に基づき整備された公立学校建物は、構造耐力を確保した設計がなされており、耐力度調査の簡素化を図る観点から、今後、下記の項目について省略することが可能なものとして取り扱うこととします。また、このことを貴域内の市区町村に連絡し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

※新耐震基準：昭和56年６月１日施行の建築基準法による耐震基準

記

【調査を省略することが可能な項目について】

以下に示す項目については調査を省略し、評点を満点とする。なお、設置者において調査の実施を判断した場合においては、この限りではない。

（ｉ）　木造　なし

（ii）　鉄筋コンクリート造

調査票　Ⓐ構造耐力

① 保有耐力の(a)水平耐力、(b)剛性率及び(c)偏心率

② 層間変形角

（iii）　鉄骨造

調査票　Ⓐ構造耐力

① 架構耐力性能

② 架構剛性性能

（iv）　補強コンクリートブロック造

調査票　Ⓐ構造耐力

① 保有耐力の(a)水平耐力及び(c)偏心率

また、これらの項目について、既に耐力度調査を完了している場合は、基本的に各項目の評点及び耐力度点数をそのまま用いることとする。

【本件の問い合わせ先】
大臣官房文教施設企画部施設助成課技術係　森井、津村
TEL 03-5253-4111(2051)　／　FAX 03-6734-3743